

## 司法試験委員会会議（第52回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成21年1月21日（水）14：00～17：00

### 2 場所

法務省第一会議室

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，鈴木誠二，酒井邦彦，羽間京子，松島 洋（敬称略）

#### ○ 平成20年新司法試験考査委員（議題（1）のみ出席）

中田裕康，筒井健夫，山口 厚，葛谷 茂，酒巻 匡，小橋常和（敬称略）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，中村芳生人事課付，山口久枝人事課付，遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成20年新司法試験考査委員に対するヒアリング（民事系科目及び刑事系科目）
- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験考査委員の併任について（報告）
- (3) 平成21年新司法試験の試験場について（報告）
- (4) 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準について（協議）
- (5) 司法試験予備試験について（協議）
- (6) その他報告案件
- (7) 次回開催日程等について

### 5 配布資料

資料1 平成21年司法試験（新司法試験）の試験場に関する官報掲載（案）

資料2 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準（案）

資料3 予備試験の実施方針について（案）

資料4 新司法試験における論文式試験の答案用紙の配布枚数について

資料5 新司法試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

資料6 新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について

資料7 規制改革推進のための第3次答申（平成20年12月22日）（抜粋）

資料8 平成21年1月16日付け日本弁護士連合会名の「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」

### 6 議事等

- (1) 平成20年新司法試験考査委員に対するヒアリング（民事系科目及び刑事系科目）

○ 平成20年新司法試験の民事系科目（民法）及び刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）に関し，平成20年新司法試験考査委員に対するヒアリングを実施した。

- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験考査委員の併任について（報告）
- 委員長から、平成21年度旧司法試験考査委員の任命については、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、いずれも了承され、本年1月13日付けで委員会の議決としたことが報告された。
  - これに関し、事務局から、旧司法試験考査委員に推薦された候補者1名が、本年1月19日付けで、法務大臣から考査委員に併任されたことが報告された。
- (3) 平成21年新司法試験の試験場について（報告）
- 事務当局から、平成21年新司法試験の試験場の選定について報告がなされた。
  - 司法試験法第7条に基づく新司法試験の場所の公告は、資料1のとおりとすることが承認された。
- (4) 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準について（協議）
- 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準に関して協議がなされ、資料2の案により、行政手続法に定める意見募集手続を行うことが決定された。
- (5) 司法試験予備試験について（協議）
- （◎委員長，○委員）
- ◎ 本日は、私が作成した案（資料3）を「たたき台」として、予備試験の実施方針について、議論を進めたいと思う。
- 内容について、若干説明したい。冒頭、「第1」では、予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事柄を挙げた。最初の○にあるように、予備試験というものは、法科大学院修了と同等の学識を有するかどうかを判定する試験と位置付けられている。それが適切に判定されることによって、新たな法曹養成制度の理念を損ねることがないようにということを、指針として書いている。
- 次の○は、予備試験は法科大学院に行くことができない人に法曹資格を得る道を確保するためのものであるから、それらの人にとっても等しく新司法試験の受験の機会が与えられるよう、公平性に配慮しなければならないこと、3つ目の○は、規制改革会議などでは、予備試験の合格者が法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきであるということであるが、予備試験は、最終的に法曹資格を与える試験ではなく、その後新司法試験があるわけで、予備試験の合格に求められる能力が、新司法試験の合格に必要な能力よりも高い水準になるのではおかしいというのは誠にそのとおりであり、これについては配慮しなければいけないということで記載した。
- 試験という手法で能力判定をするに当たっては、おのずから限界があるものの、一番重要なことは法科大学院修了者と同等の能力を適切に判定できるということが大事である。そこで、それを適切に判定する仕組みを考えておく必要がある。法科大学院教育や法科大学院修了者の能力の実情を反映できる仕組みとしては、幾つか考えられることとして、予備試験考査委員については、法科大学院で実際に指導に当たっている教員にお願いすることが必要ではないか。そして、司法試験との関係も重要なので、予備試験考査委員と司法試験考査委員との併任が可能かどうかを検討していく必要がある

あるのではないかと、また、実施上の問題がないかどうか配慮しながらではあるが、司法試験の短答式試験問題と予備試験の短答式試験問題の一部共通化ということも可能かどうか検討してみてもどうか、ということである。予備試験というものは受験資格に制限がないので、どのような能力の人がどのくらい受験するのも予測し難い。したがって、あらかじめ合格者数が何人くらいかの目安を出すということではできないのではないと思う。そのような中で、適切な能力判定を行うためには、今挙げたような方法は、検討する余地があるのではないかと、ということである。

続いて、第2の試験実施の枠組みだが、試験日程は短答1日、論文は2日にわたって行う、ということである。予備試験を受ける人は法科大学院に行けない人なので、できる限り休日を使って実施できるようにと考えると、長くても2日ではないか。

試験時間については、受験者の負担や特別措置の場合の試験時間の延長もあり得るので、それを考えると1日の試験時間は5～6時間程度だろうと考えている。

次に、第3の短答式試験の在り方であるが、法律基本科目は各科目30分と考え、10問から15問程度とし、各科目の配点は30点とする。一般教養科目は1時間30分とし、90点とすると、全体として短答式試験は5時間の300点満点となる。

それから、短答式試験の一般教養科目については、必須問題と選択問題に分けるという提案を頂いたが、それをせずに、幅広い分野から多数問題を出し、受験者がその中から一定数を選んで解答する問題の方がいいのではないかと、この案には記載している。人文・社会・自然・英語の中からということになるが、出題が複数分野にまたがることもあり得るので、特に人文・社会・自然・英語の特定の分野に分けて出題し、それぞれを必ず解答させる形式にする必要はないのではないかと、いう形にしている。

第4の論文式試験の在り方であるが、法律基本科目は各1時間程度、50点の配点、合計350点の配点としているが、特にこの点は御議論を頂きたいと考えている。というのは、法律基本科目を1時間1題とすると、今の旧試験の問題とほぼ同様になるので、若干時間を増やし、1科目65分とか70分とすることもあり得るのではないかと、いうところである。他方で、法律実務基礎科目は、2時間ではなく、1時間半ずつではどうか、ということである。

一般教養科目については1題で、同じ問題を全員が解答するものとして、50点を配点するという内容である。

総合すると、法律基本科目は7科目、法律実務基礎科目は2科目、一般教養科目は1科目ということで、それぞれ基本科目350点、法律実務科目は足して100点、一般教養50点で合計500点が満点となる。

法律実務基礎科目の試験時間については、検討会のメンバーからは2時間ということであった。ある程度材料を与えて問題を読んだり検討したりする時間は必要であろうが、他方、民事、刑事の双方から出すわけで、予備試験における法律実務基礎科目の合計時間が4時間にもなるのはバランスとしていかがなものか、ということで、検討メンバーの意見とは異なるが、1時間30分ではどうか、ということも検討していただきたい。

次に、第5の口述試験の在り方については、論文式試験と同じように、民事、刑事と実施するということである。

出題の方法としては、検討会のメンバーに御意見を頂いたように、あらかじめ事例

を見せ、検討時間を与えた上で、面接するという方法も検討に値すると思われる。

第6の合否判定の在り方については、最低ラインを設けるかどうかであるが、これは全く新しく始める試験で、材料が余りにもなさ過ぎるので、あらかじめ適切なラインを決めるのが難しいこと、それから従来の試験の状況から見ると、最低ラインを割っている人は最終的に合格ラインに達しない人とほぼ言えるので、予備試験を初めて実施する前から、最低ライン点を設ける必要はないのではないかとというのがこの案である。

もちろん、何年か予備試験を実施していく中でどうするかということは考えてもいいと思うが、全く材料がない状況では設ける必要がないのではないかとということである。まずは、「第1 予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項」についてから議論したい。

この項で一番のポイントとして考えたのは、2つ目の「・」に書いたように、予備試験審査委員を法科大学院の教員から選任するとともに、一部委員については司法試験審査委員を併任とすること、そして、短答式試験問題の一部共通化を考えているという部分である。

- 一部共通化は、どの程度まで共通化することが考えられるのか。
- ◎ 年によって違うかもしれない。新司法試験の出題の中で、どの程度、予備試験の出題にふさわしいものがあるかにもよるだろう。
- ある程度参考になると思われるので、半分ぐらいは共通化してはどうか。
- ◎ 半分以上であってもよいのではないか。

ただ、新試験の短答式は、公法系であれば、憲法・行政法が融合で出題され得るが、予備試験は科目が分かれているのでそれができない。そのままでは、予備試験では、使えない問題もあるが、使える問題もあるだろうし、使えないものも形を変えれば使えることもあり得る。断定的なことは言えないが、予備試験の出題中、7～8割が共通であってもいいのではないか。

次に、「第2 試験実施の枠組み」だが、これまでに議論してきたように、実施日程は、5月、7月、10月とし、試験日程は、短答1日、論文2日とした。次に、試験科目の範囲は、一般教養科目は、人文科学・社会科学・自然科学・英語とし、法律実務基礎科目は、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理と考えた。なお、法曹倫理については、論文式又は口述試験、あるいは、民事又は刑事のどこで出題するのかは、そのときの出題によることとし、このいずれでも出題されるかもしれないし、されなないかもしれないという取扱いになると考えている。

また、法律実務基礎科目については、法律基本科目の出題範囲との間に重なりがあるが、出題に当たっては、重複する知識や理解を問うことも十分考えられることから、相互の出題範囲を区別しないと考えている。

この項目については、今までの議論どおりと考えている。

「第3 短答式試験の在り方」では、一番のポイントは、一般教養をどう考えるかであると思う。

- 前回、英語について議論したが、英語も選択として答えさせる方がいいかなと思うようになった。大学での一般教養の範囲が明確でなくなっているのだから、こういう形で選ばせた方がかえっていいのかもしれない。
- ◎ 法律基本科目が210点で、教養科目が90点なので、比率は7対3となる。この

比率についてはいかがか。

- 一般教養を課す趣旨に関係してくるが、教養の高い人を積極的に取りたいと考えるのか、ない人を排除したいと考えるかによるのではないか。
- ◎ 法律という狭い範囲の勉強だけで、他の素養・教養がなくても、予備試験が突破できると考える人が出てくるかどうか。予備試験受験者が、どう受け止めるか。間違っただけ受け止められ方をしないようにするための、一つのメッセージになればと思う。  
それでは、次の「第4 論文式試験の在り方」についてだが、特に、法律基本科目の試験時間を1時間とした場合、旧司法試験と同じ1題1時間となるのはいかがか、と思われることから、若干長くすることを検討してもいいのではないかと思うがどうか。
- その点については、70分とすることの意味は大きいように思う。
- ◎ 続いて、「第6 合否判定の在り方」だが、最低ラインについては、どのような方が受験してくるか不明であり、どのような試験結果となるかも分からないため、少なくとも最初は設けず、何年かやって試験結果が蓄積されればその段階で検討してはどうかと考えている。
- 検討メンバーからは、最低ラインを設けるという意見が出ていたと思うが。
- ◎ 新司法試験でも最低ラインを設けているので、予備試験でも最初から設けてもいいのかもしれないが、予備試験は受験者層が予測できないので、最初から設けるのは難しいと思う。高く設定しすぎる可能性もある。新試験ではプレテストを実施した結果を受け、最低ラインを想定したレベルよりも低くした経緯もある。この点を含め、他の点でも意見があれば、伺いたい。
- 論文式試験の試験時間については、「各科目の出題内容等をさらに検討しながら定めるものとする。」となっているが、これは、法律基本科目だけでなく、実務基礎科目も対象となるという理解でよいか。
- ◎ 試験時間について、「さらに検討しながら定めるものとする」としているのは、法律基本科目に限った趣旨ではない。ただ、おおむねこの案に沿ったものとするのは念頭に置いている。

私が所属している法科大学院の入学試験は70分であり、答案を書くには結構時間が掛かるので、10分間といえども貴重であり、70分に延ばすのはいいことではないかと考える。65分だとちょっと短いと感じるので、やるなら70分かなと思う。

同じページの上から2つ目の○になるが、試験は、一つ一つではなく憲法と行政法というように、2科目をまとめた試験時間として2時間程度と考えていたので、70分とすると合わせて結構長い時間となる。

予備試験全体を見ると、一般教養科目が一つの核であり、もう一つが実務基礎科目である。実務基礎科目は従来の予備校では対応できないので、それを1時間30分で50点というのは一つのメッセージになる。

「第5 口述試験の在り方」については、どうか。法科大学院では口頭能力の培養もうたっており、法科大学院修了者と同等というのであれば、口頭能力も同等のものを持っている必要がある。

- 知識は推論の前提として必要だが、知っているか知らないかを問うのではなく、知らないなら教えてあげて、その上で議論ができるかということをお問うことが必要だろう。口述試験における法律実務基礎科目は、知識を問うものになってはいけないと思

う。

- ◎ ヒアリングでは、他に「単なる知識の有無の判定に陥らないようにする」との意見もあった。
- 民事、刑事は別々に実施するというのでいいのか。
- ◎ 2つを同じ日にやるのか、別の日にやるのかはこれからの議論によるが。
- 実施の仕方は人数にもよるところがあるだろう。
- ◎ それでは、細かな字句等の修正は私にお任せいただくとして、本日の議論を踏まえた上で、このような案で、意見募集をするということで決定することではいかがか。  
(一同異議なし。)
- ◎ それでは、本日、「予備試験の実施方針について」の案で意見募集を行うことを決定したこととし、パブリックコメントにかける手続を行うこととする。

(6) その他報告案件

- 事務局から、本日行われた新司法試験実施打合せ考査委員会議の結果として、平成20年11月19日(水)に開催された同会議において継続して協議することとされた3つの申合せ事項に関し、総合評価における短答式試験の成績と論文式試験の成績の比率につき、従前の1対4を1対8に変更することなど、資料4から6を平成21年新司法試験の実施方針とする旨決定されたことが報告された。
- 事務局から、平成20年12月22日付けで規制改革会議が発表した「規制改革推進のための第3次答申」の内容について、資料7に基づき報告がなされた。
- 事務局から、本年1月16日付けで日本弁護士連合会が発表した「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」について、資料8に基づき報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について(説明)

- 次回の司法試験委員会は、平成21年2月4日(水)に開催することが確認された。  
(以上)